



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.
上海良图商务咨询有限公司

LTCC

2024 年 4 月 29 日

「LT 会」会報第 24-7 号(総 261 号)

上海良图商务諮詢有限公司(LTCC)

登録資本金変更時の税務と会計処理のポイント

中国の『公司法』における会社登録資本金については、原則として登録資本金に対する最低限度額+払込み資本金で管理されてきた。2014 年の改訂では、会社を設立しやすくするとともに、経営環境を改善することを目的として、登録資本金が「引き受け制」とされた。すなわち、会社は登録資本金の金額を自主的に決定することができ、かつ登録資本金の出資期限も自主的に決定することができるようになり、関連内容を会社定款に記載したうえ、それに基づいて実行すれば良いこととなった。このため、一部の会社は出資期限を 10 年、20 年、さらには 50 年先に登録するようになった。

統計によれば、2014 年以降の 10 年ほどで、中国の企業数は約 2.7 倍に増加し、各種の市場主体が雨後の筍のように設立される活況を呈してきた。しかし一方で、登録資本金の引き受けは緩慢に進められ、一部の企業では長年に渡って実際の払込み資本金が「0」のままの状況がみられる。企業の実際の資本信用状況が不透明なまま、取引先に損害を与えることもあり、さらには無意識のうちに多くの職務不正行為を孕むこととなっている。

2023 年年末に公表され、2024 年 7 月 1 日から施行される『中華人民共和国公司法』（以下、新『公司法』という）の第 47 条では「有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関で登記した全株主が引き受ける出資額とする。全株主が引き受けた出資額は、全株主が会社定款に従い、会社成立日から 5 年以内に払い込む。」と規定している。また、国務院は関連事項について『〈中華人民共和国公司法〉登録資本金登記管理制度の実施に関する規定(意見募集稿)』を発表した。近々にその規定が公表されるとみられる。

前置きが長くなったが、こうした流れをうけ、一部の企業ではすでに減資手続きを開始しており、引き受け登録資本金を減少させる動きが出ている。特に減資に関する税務規定はどのようになるかが注目される場所である。以下では、企業が減資する際の税務処理について現時点のポイントをまとめた。執務の参考にしていただきたい。

一、減資時、被投資企業に利益がある場合(減資分は直接現金で配当する):

減資する際の法人株主の税務会計処理

『企業所得税の若干問題に関する国家税務総局の公告』（国家税務総局公告 2011 年第 34 号）第五条第一項に基づき、「投資企業が被投資企業から投資を撤退または減少する場合、その取得

した資産のうち、初期出資に相当する部分について投資回収として認識すべき；被投資企業の未処分利益累計額と利益剰余金累計額を払込み資本金の減少比率により計算したと見られる部分については、配当所得として認識すべき；その他の部分は投資資産の譲渡所得として認識する。」

例 1: A 社は 2017 年 7 月に B 社に 500 万元を投資し、当該会社の株主となり、当該会社の 10% の持分を保有する。2020 年 12 月、A 社は保有する B 社の 10% の持分を撤退する。撤退する際、B 社の帳簿上未処分利益累計額と利益剰余金累計額の合計額は 1,600 万元であり、A 社は現金 800 万元を実際に取得した。

ステップ 1、投資回収と認識=500（万元）

ステップ 2、配当所得と認識=1,600×10%=160（万元）、株主が居住者企業の場合は企業所得税が免除され、非居住者企業の場合は配当所得に応じて企業所得税を納付する。ステップ 3、投資資産の譲渡所得と認識=800-500-160=140（万元）

二、減資時、被投資企業が欠損している場合

（一）登録資本金を減少して欠損を補う

登録資本金は株主が企業に出資した資本金であり、企業が登録資本金を減額する場合、株主は相応の出資金額を回収しなければならない。企業の減資資金による経営損失への補填は、株主の被投資企業に対する贈与資金の投入と見なし、この場合の被投資企業に生じた利得は、企業所得税の課税収入としなければならない。

例 2: 国家税務総局 12366 納税サービスプラットフォームに収録されている遼寧省税務局の 2019 年回答

質問: 1. 当社は中外合弁企業であり、株主は全員法人株主であり、資本構造を最適化するために、減資をもって過年度の累計損失を補い、減資金は株主に送金しない予定。当該事項に関連する企業所得税はどのように処理するか。

2. 減資して損失を補填した後、所得税の補填が完了していない欠損額は引き続き補填できるかどうか。

3. 為替レートが原因で減資額が欠損額より大きくなった場合、超過分の企業所得税はどのように処理するか。

回答: 『全国人民代表大会常務委員会<中華人民共和国企業所得税法>改正に関する決定』（中華人民共和国主席令第 64 号）により、「第 6 条 企業が貨幣形式および非貨幣形式で各種源泉から取得した収入は、収入総額と見なす。第 18 条 企業の納

税年度に発生した欠損は以後の年度に繰越し、以後の年度の所得を用いて補填することができる。但し、繰越し年限は最長で5年を超えてはならない。」

減資金を株主に送金しないことは、会社の減資後に金額を株主に返還し、株主が再び同じ金額で会社に贈与して欠損を補填することに相当し、上述の規定に基づき、収入を認識し、かつ法により欠損を補填しなければならない。

(二) 減資による現金回収

減資は持分投資の処置における一つのパターンであり、『中華人民共和国企業所得税法实施条例』第71条の規定に基づき、企業所得税法第14条に規定する投資資産とは、企業が対外的に行う権益性投資と債権性投資により形成される資産を指す。企業が投資資産を譲渡或いは処分する際、投資資産の原価は控除することができる。

また、前述同様に『企業所得税の若干問題に関する国家税務総局の公告』（国家税務総局 2011年第34号公告）第五条第一項の規定に基づいて、撤退、減資時に取得した資産が出資した金額より少ない場合、投資原価を全額回収できず、損失が生じたことに相当する。したがって、撤退、減資は「投資損失」と認識できる。

例3:A社は2020年7月にB社へ800万元を投資し、当該会社の株主となり、当該会社の10%の持分を保有している。2022年12月、A社はB社が保有する10%の持分を撤退した。A社の撤退時にB社の帳簿上の未処分利益累計合計は-1,000万元であり、A社は実際に現金700万元を回収した。

税法上認識される投資損失=持分課税基礎-持分処分収入=800-700=100（万元）であり、会計上認識される損失額と税法上認識される損失額は一致し、差異はない。

以上のような税務と財務の処理方法を十分理解したうえ、会社の状況に合わせて自社に最も適した方法で対応すべきである。

以上